

第 19 回 四日市市農業委員会月例総会議事録

I 開催日時 令和 7 年 2 月 14 日（金）9 時 30 分～11 時 05 分

II 開催場所 四日市市総合会館 7 階第 3 研修室

III 出席者

1 委員

会長 ⑪豊田忠篤、副会長 ⑥岡本萬里子、副会長 ③伊藤豪俊
①森 勇志、②稲垣孝義、④野呂昌見、⑤山川友志、⑦伊藤明洋、
⑧加藤 剛、⑩奥山邦典、⑬伊藤 元、⑭矢田敏秋、⑮永尾敏昭、
⑯古市ひとみ、⑰五十嵐和壽

2 事務局

局次長 飯田、副参事 前田
局員 川村、平松

IV 欠席委員 ⑨清水 透、⑫山中博昭、⑱鎌田隆郎、⑲岡 良浩

V 傍聴者 なし

VI 議事内容

1 午前 9 時 30 分、豊田会長が開会を宣言

2 豊田会長が、委員定数 19 名中 15 名が出席しているため、本月例総会が有効に成立していることを報告。

3 豊田会長が議事録署名者に伊藤明洋、永尾敏昭 両委員を指名。

4 議事に入る

(1) 報告案件第 1 号から第 3 号

会長 報告案件を上程します。報告案件第 1 号から第 3 号を事務局から説明してください。

副参事 報告案件第 1 号から第 3 号について、一括して説明します。
報告第 1 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出については、報告書 1 頁から 7 頁にかけて記載されているとおりです。合計で 19 件、96 筆、59,910.18 m²の届出がございました。19 件の届出事由の内訳は、全て相続によるものです。

次に報告第 2 号農地法第 4 条の規定による転用届出については、報告書 8 頁に記載されているとおりです。合計で 4 件、7 筆、2,258.91 m²の届出がございました。なお、4 件のうち日永地区 63 番を除く 3 件については届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第 3 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち所有権移転（売買）については、報告書 9 頁に記載されているとおりで

す。合計で4件、5筆、1,646㎡の届出がございました。

報告案件第1号から第3号までの説明は以上となります。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

伊藤元 報告第2号の楠地区60番は、資材置場を申請人が利用するので
委員 ですか。

副参事 貸資材置場として利用するものです。

伊藤元 申請人には、転用後も所有者として土地の管理をしていただき
委員 たいと思います。

会長 他にご質問はございますか。特にないようですので、報告案件第1号から第3号までを原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします。(全会一致で承認)

(2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 所有権移転(売買)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 所有権移転(贈与)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請 所有権移転(遺贈)

会長 議案第1号から議案第3号を一括上程しますので、事務局から説明をお願いします。

副参事 議案第1号について説明します。農地を耕作する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が5件ございました。

下野地区92番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は1頁です。譲受人は新規営農になります。譲受人、妻及び子の3人で営農する計画です。申請地は譲受人のご自宅の隣にあります。現地は畑となっており、自家消費用の露地野菜を栽培する計画です。なお、譲受人は新規就農ですが、自宅から近く、譲受人が適切に畑として管理していけることを踏まえて野呂委員と協議を行った結果、面談は実施していません。

県地区89番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は2頁です。譲受人は農作業歴50年程度です。譲受人、妻及び子の3人で営農する計画です。譲受人は申請地西隣の田を利用しています。権利取得後は、譲受人が所有する申請地西隣の田と一体で利用する計画です。

内部地区88番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は3頁及び4頁です。譲受人は農作業歴50年程度です。譲受人、妻及び子の3人で営農する計画です。権利取得後は水稻を

栽培する計画です。

内部地区 90 番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は 5 頁です。譲受人は農作業歴 10 年程度です。妻と 2 人で営農する計画です。権利取得後は露地野菜を栽培する計画です。

内部地区 91 番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は 6 頁です。譲受人は令和 3 年に設立された法人で、農業を営んでいます。令和 4 年 3 月に農業経営改善計画の認定を受けています。農地の所有権を取得できる農地所有適格法人です。農地のすべてを効率的に利用する、周辺の農地利用に支障がないという要件に加えて、法人が農地を取得する場合には、法人形態、事業内容、議決権、役員等各要件を満たす必要があります。譲受人は、市内の農地約 15 万㎡の農地を利用して、白菜や馬鈴薯などを栽培しています。事業内容は、主たる事業が農業で、農業の売上高が過半を占めています。代表取締役が全ての議決権を保有しており、農業に従事されています。それ以外に重要な使用人 1 人が農作業に従事しています。これらのことから農地所有適格法人の要件を満たしていると考えられます。農地の管理については、臨時的に数名を雇用しています。権利取得後は玉ねぎと白菜を耕作する計画です。

次に議案第 2 号について説明します。農地を耕作する目的で、贈与により所有権移転を行うための申請が 3 件ございました。

八郷地区 84 番は、譲渡人から譲受人に贈与を行うための申請です。位置図は 7 頁です。譲受人は農作業歴 4 年程度で、母と 2 人で営農されています。譲受人は、母名義の千代田町地内の農地を約 5,000 ㎡耕作されています。権利取得後は、水稻を栽培する計画です。なお、譲受人自身が母名義の土地を耕作していることから、稲垣委員と協議を行った結果、面談は実施していません。

神前地区 86 番は、譲渡人から譲受人に贈与を行うための申請です。位置図は 8 頁及び 9 頁です。譲受人の農作業歴は共に 50 年程度です。申請地は利用権が設定されていて、譲受人が水稻を栽培されていました。

内部地区 87 番は、譲渡人から譲受人に贈与を行うための申請です。位置図は 10 頁です。譲受人は農作業歴 50 年程度です。農作業歴 40 年の夫と水稻を耕作する計画です。隣接農地を所有されており、申請地の取得により耕作の利便性が向上すると考えられます。

次に議案第3号について説明します。農地を耕作する目的で、遺贈により所有権移転を行うための申請が1件ございました。

県地区85番は、譲渡人から譲受人に特定遺贈を行うための申請です。位置図は11頁です。譲渡人が生前残された公正証書に基づき、贈与されるものです。今回は特定遺贈になりますので、農地法の許可の対象になります。譲受人は農作業歴20年程度で、両親と3人で営農されています。権利取得後は水稻を栽培する計画です。

以上のとおり農地法第3条の規定による9件の申請のうち、新規営農を除く案件は、権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくことが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

また、新規営農である2件の申請については、提出された営農計画書に基づき申請人が営農計画を達成する上で必要な農作業に従事することや農作業に必要な機械等が確保される見込みであることから適切に耕作管理していくことが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

このことから各案件については、農地法第3条第2項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 事務局からの説明に対してご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

特にご意見がないように思います。原案どおり承認することについて、異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて、承認いたします。(全会一致で承認)

(3) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請

会長 議案第4号を一括上程します。事務局から説明をお願いします。

副参事 議案第4号の桜地区5番については、営農計画を検討するのに時間を要するためブロック会議後に取り下げられました。

(4) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請 所有権移転(売買)

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請 所有権移転(贈与)

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請 使用貸借権設定

会長 議案第5号から議案第7号までを一括上程します。事務局から説明をお願いします。

副参事

議案第 5 号を説明します。農地を転用する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が 12 件ございました。

八郷地区 140 番 は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 13 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、暁学園前駅から約 300m 以内に申請地が位置するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

八郷地区 143 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 7 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、八郷地区市民センターから 500m 以内に申請地が位置するためです。譲受人は、昭和 53 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

八郷地区 144 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、隣接地と一体利用で太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 14 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。申請地は、令和 6 年 4 月に農地法第 5 条許可を受けて譲受人が太陽光発電設備の転用許可を受けた区域内に含まれていて、既に工事が完了しています。今回、工事完了後に別の所有者の土地が含まれていることがわかったため、境界立会及び公図訂正がされました。当初の申請時に今回の申請地が含まれなかった経緯書が添付されています。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電

気事業者との電気売買契約書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

保々地区 141 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 15 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、北勢中央公園口駅から 300m 以内に申請地が位置するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

神前地区 150 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、駐車場用地とするための申請です。位置図は 8 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、高角駅から 300m 以内に申請地が存在するためです。譲受人は昭和 40 年に設立された法人で、貨物運送業を営んでいます。申請理由は、間借りしていた駐車場を返却することになり、駐車場を確保する必要があるためです。土地造成は一部に盛土を行い整地します。申請地の周囲はブロックが積まれています。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。申請地には隣接地を通して進入する計画であり、通行同意書が添付されています。

桜地区 139 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 16 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、住宅の用に供する施設等が連担しているためです。土地造成は最大 29cm の盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関しては、雨水は南側の既設道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は公共下水本管へ接続する計画です。建蔽率は 22% 以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可が必要な案件です。

桜地区 142 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 17 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。当

該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

県地区 145 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 18 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、住宅の用に供する施設等が連担しているためです。土地造成は最大 80cm の盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関しては、雨水は西側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を經由して西側道路側溝へ排水する計画です。建蔽率は、22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可が必要な案件です。

内部地区 146 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、農業用倉庫用地とするための申請です。位置図は 5 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は農業者です。申請理由は、耕作面積の拡大で借りている農業用倉庫が手狭となったためです。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は最大 1 m30 cm の盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水は雨水のみで既設道路側溝へ排水する計画です。

内部地区 149 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、隣接地と一体利用で土砂採取場及び資材置場用地とするための申請です。位置図は 19 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、農用地区域以外の農地で第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しないためです。譲受人は平成 9 年に設立された法人で、主に土木工事業を営んでいます。申請理由は、平成 28 年頃から既に土砂採取及び資材置場用地として利用しているため、始末書が添付されております。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。造成計画としては、最大 10.4m まで掘り起こして土量 24,320 m³を採取します。今後 10 年間を目途に土砂採取をした後は埋め戻しを行い、

資材置場用地として利用する計画です。雨水排水については、砕石を敷き均し、自然浸透及び沈砂池から新設する側溝を経由し既存の南側側溝へ排水する計画です。

この案件に関して南部ブロック会議では、委員から現地付近を通るたびに現場の状況が気にかかるので、「申請地の状況を関係機関に情報提供するように」との意見をいただきました。このことについては、事務局から廃棄物対策室に情報提供を行いました。

内部地区 151 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、隣接地と一体利用で資材置場及び駐車場用地とするための申請です。位置図は 4 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、内部地区市民センターから 500m 以内に位置するためです。譲受人は令和 2 年に設立された法人で、主に電気工事業を営んでいます。申請理由は、申請地の近隣で利用している資材置場及び駐車場用地が、三重県の道路拡張に伴い買収される予定で代替地を確保する必要があるためです。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成について、一体利用地内の既存家屋は解体のうえ全体敷地を整地します。排水に関して、雨水は自然浸透及び西側側溝へ排水する計画です。

水沢地区 130 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 20 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、水沢地区市民センターから半径 500m 以内に申請地が存在するためです。第 2 種農地と判断しています。譲受人は、令和 2 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電力受給契約に係る基本合意書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

次に議案第 6 号を説明します。農地を転用する目的で、贈与により所有権移転を行うための申請が 1 件ございました。

河原田地区 148 番は、譲渡人から譲受人へ贈与を行い、資材置場用地とするための申請です。位置図は 21 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、河原田駅から 300m 以内に位置する

ためです。譲受人は左官業を営んでいます。申請理由は、事業拡大に伴い、資材置場が手狭になったためです。平成 22 年頃から申請地を既に資材置場として利用しているため始末書が添付されております。土地造成は整地を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水は雨水のみで自然浸透で処理しています。

次に議案第 7 号を説明します。農地を転用する目的で、使用貸借権を設定するための申請が 1 件ございました。

水沢地区 22 番は、貸人と借人が 30 年間の使用貸借権を設定し、農家住宅用地とするための申請です。位置図は 22 頁です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は、10ha 以上の一団農地が形成されているためです。第 1 種農地内の転用行為は原則として不許可ですが、今回は集落に接続して設置される住宅であり、申請地以外に目的を達成することができる土地がないため、例外的に許可できる要件を満たします。土地造成は最大 28cm の盛土を行い、申請地西側及び南側にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は申請地東側の側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は農業集落排水に接続する計画です。建蔽率は、22%以上の基準を満たしています。

以上のおり農地法第 5 条の規定による許可申請については、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないと考えられますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

伊藤元 委員 議案第 5 号の内部地区 149 番の案件です。事務局からは南部ブロックで出た意見に対して、各関係部局と連携をするとの説明でございました。そのようお願いをしたいと思います。その中で、随時報告をしていただければと思います。

会長 他にご意見ありますか。特にないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします(全会一致で承認)。

(5) 議案第 8 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願

会長 議案第 8 号を上程しますので、事務局から説明をお願いします。

副参事 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願については、4 件ございました。

三重地区 15 番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。

楠地区 16 番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。

楠地区 17 番は、申請人の夫が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。

楠地区 18 番は、申請人の義理の兄が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。

なお、楠地区 17 番と 18 番に関して南部ブロック会議では、委員から「主たる従事者が耕作できなくなったのであれば、その方が他に耕作されている市街化調整区域内の農地を今後誰が耕作していくのか整理すべきでないか」という意見をいただきました。事務局で確認したところ、「子に耕作をまかせていく」ということでした。現在、農地中間管理機構を介して貸借されている農地については、借り手を変更するための書類が提出されています。

以上のことから従事者証明の要件を満たしていると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

伊藤元 委員 まず最初に、この生産緑地法は施行されてからかなりの年数が経過しています。きちんと判断されているところもあると思いますが、都合の良いように利用されている法律だと私は思います。事務局に確認したいのですが、名古屋の中心圏内から確か 200 km 圏内の市町についてこの法律を適用するかどうかになっていたと思うんです。合併する前の楠地区においては、その範囲の外でしたのでそういう制度はありませんでした。当時、楠地区では現況を重視して、課税するかどうか判断していたと思います。合併に伴ってその法が適用されるようになったのですが、結局、税の抜け道のように

になっているというように私は感じています。議会でこの案件に関して質問させていただいたのですが、結局現実には合わないと思っています。これを四日市は選択しなきゃいけないんですか。例えば、圏内の市町でも適用してない市町はあったと思うんです。そこら辺の考えを見直すべきだと思っているんです。現況に合わせて課税するべきだと思うんです。何か法律で都合の良いように使えるものになっているので私は気持ち悪いです。見直すことを検討する考えはございませんか。

局次長

平成4年頃、三大都市圏の近辺の市部で適用されたと思います。元々、国交省の政策の中で、バブルのはじける前にこういう制度ができたものと理解しております。当時から色々議論はあったと思いますが、耕作者に故障があり、その農地を耕作する継承者がいなければ公共に買い取り申出をして、公共に利用目的がなければ個人の裁量で処分ができる枠組みであります。現状の制度として農業委員会は証明の発行が求められている。買い取り申出は、市で言えば都市計画課、国で言えば国交省の所管になります。現状認識としてだけお答えしますけれども、大枠は現状から変わらないかなという認識は持っております。

伊藤元
委員

ありがとうございます。その辺は十分承知の上で、お話をさせていただいております。

この案件から少し外れるかもしれませんが、実際に私の家のすぐ近くに生産緑地指定を受けて、減免を受けながら、近所の方に頼んで耕作していたところがあります。ところがここ数年何も耕作していない、すごく荒れた土地で、周りからは火災の危惧をされている。何とかしてくれと言ってもほったらかし。今回の証明願人においても数年間何も生産しておりません。でも生産緑地ですよ。そういう現状に合わないような法律ができています。やっぱりこれは見直すことをテーマにして上部に上げていく作業をしなければいけないんじゃないんですかね。

東京、名古屋、大阪の三大都市圏とは別で、地方に行くとまた違うんですよ。都市農業というのはもっと違う課題があります。だからもっと現状に合わせたやり方に持っていく作業が私は必要と思います。これで通っていくなれば、私も出させてもらいたい。今回の証明願人は隣人ですけど元気に田を耕作してますよ。残された田を息子がするって言うだけで良いのかということですよ。実際息子は耕作しませんよ。そんな恥ずかしいことを私はしたくな

いですがね。でもできるようになるんですよ、これを認めると。これに限らない他のことでもそう。もうちょっとしっかりしなきゃいけないと思います。市の担当者だけに言うのは酷なのでやっぱり委員会として前向きに取り組んでいくスタイルが必要だと私は思います。説明では息子さんにしてもらって言うけれども、実際に地域計画の現状が分かった段階で、今年からはその地域計画を進めていかなければいけない訳ですよ。実際にできるかできないかはやってみないと分からないけれども私は難しいと思う。多分自身で耕作すると思う。地域計画で策定された農地であれば、周りの人に頼むとか、息子さんが中心経営体になってもらうとか、そういうことを論じるべきときだと思います。でも自分勝手ですみんなは。ここで行政がやろうとしていることと、農家がやろうとしていることがミスマッチになっている。そこは申し訳ないけど、行政からの指導として道を示してほしいと思います。そうでないと食糧を作る人がいなくなりますよ。今回のこの案件には反対表明しておきます。この案件が通っていくようでは私もその折にはそのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。他に意見はありますか。

五十嵐委員 この生産緑地の件ですけど、水沢、小山田に生産緑地はありませんよね。農地の無断転用をした場合、資産税課は宅地並みの課税をしています。何年か前から荒廃農地になっていたとすれば元々は農地とみなされませんよね。市街化区域と市街化調整区域とで行政の線引きがあり、私は勉強不足なのでよく分からないが、生産緑地に関して、耕作していない時点から遡って宅地課税をするのであれば納得できるのかなというのが私自身の判断です。きちんと耕作されている農地の課税を減免するのは良いのだけれども、目的外使用になった時点で課税を変更すれば納得できます。

会長 ありがとうございます。他に意見はありますか。

伊藤元委員 五十嵐委員の意見に関連してですけども、そういう部分を農業振興の中で話し合っていくことは大事だと思います。農業したことのない役所の人に全て放り投げていくと、こうなると私は思っています。そこら辺は意見書を提案していく中で、関係機関の人達としっかりと詰めるべきだと思います。出したから終わりじゃない。みんなで整理していく。このスタンスが無いんですよ。色々な問題がありますので是非取り上げて協議していくべきだと思います。

会長 ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。特にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(伊藤元、矢田、五十嵐委員を除く委員が挙手)

異議ないものと認めて承認いたします(賛成多数で承認)。

(6) 議案第9号 特定農地貸付の承認申請

会長 議案第9号を上程します。事務局から説明してください。

副参事 今回は、四日市市が運営する小杉新町市民菜園の面積を拡張するための申請です。位置図は23頁です。

市民菜園の開設には、利用者に農地を貸し付ける方式と農地を貸さず園主の指導の下で農作業を行う農園利用方式があります。

今回の特定農地貸付の承認申請は、市が利用者に農地を貸す方式の菜園で、平成4年9月から1,088㎡のうち827㎡が利用されている面積を1,073㎡に拡張する申請です。四日市市市民菜園の管理に関する要綱が添付されています。

市民菜園の開設に伴う農地の貸借等については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づき、菜園開設にあたっての貸付協定書や貸付規程の内容を法の基準に照らして適正であるか否かを農業委員会が判断することになっています。農業委員会が承認することによって、農地法の許可と同等の効力が発生し、農地法の許可については不要とされています。

特定農地貸付は、次の4つの要件を満たす必要があります。1つ目の要件が、10a(1,000㎡)未満の農地の貸付けであること。これは、開設者が各利用者へ貸し付けることができる面積の上限となっています。2つ目の要件が、相当数の者を対象とした貸付けであること。3つ目の要件が、貸付期間が5年を超えないこと。これは利用者への貸付期間の上限となっています。4つ目の要件が、利用者が行う農作物の栽培が営利を目的としないものであることです。

四日市市市民菜園の管理に関する要綱及び利用予定図面によりますと、貸付面積が1区画約15㎡で1世帯の利用者が利用できる区画は1区画であること、貸付期間は1年間で更新可能であること、営利を目的として作物を栽培することを禁止していることなどから、特定農地貸付法が定める要件を満たしていると考えられます。なお、賃借に含まれない15㎡については、土地所有者が自身のスペースとして利用するとのこと。説明は以上となります。

すので、ご審議をお願いいたします。

会長 事務局から説明がありましたが、内容について何かご意見やご質問等ございますか。

五十嵐委員 先ほどの生産緑地もそうですが、地図が付いていないですよね。市はいくらで借りるんですか。それと場所は何種農地でしょうか。

副参事 生産緑地の案件の地図は従来から付けていません。特定農地貸付の場所は地図の23頁です。市街化区域内の農地ですので農地区分は関係ありません。この土地を市は無償で借り受けます。

五十嵐委員 税金は高いんですか。

副参事 市街化調整区域と比べると市街化区域の農地は高いです。ただ、市民菜園で利用されていると固定資産税が減免されます。

局次長 生産緑地の地図に関しては、人に対しての証明なので従来から地図を付けておりませんが、希望があれば今後付けようと思います。

伊藤元委員 付けてほしいです。場所を確認しながらの方が説得できる時があるので。

会長 今後事務局は地図を付けるということでよろしく願いいたします。他にご意見はありますか。

伊藤元委員 地主との契約は何年契約ですか。

副参事 単年契約で自動更新です。

伊藤元委員 ということはこれも都合が良いですね。他人に管理してもらって、税金を減免してもらって、すぐに返してもらえる。これはいかがなものかと思います。最近では利用権設定でも10年ということになってきている。そういう視点とかも考えながら、3年とか5年とか10年とか延びるべき。そうして市民の方が安心して営農活動ができるようにする。そういうことが大事だと思います。それともう一つ、誰が監視、監督をしているんですか。

局次長 民間団体が開設者であれば、その開設者が管理します。その例でいくと市が管理する。所管は農業センターになります。

伊藤元委員 税金を減免できるのであれば、管理監督者はきちんと決めておくべきです。これは時期尚早だと思います。

会長 他にございませんか。

特にないようですので、議案第9号について、原案どおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり) 承認をいたします。(全会一致で承認)

(7) 議案第 10 号 農地利用最適化推進委員 (第 18 区) の委嘱について

会長 議案第 10 号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

副参事 第 18 区の農地利用最適化推進委員が欠員になっており、1 月 7 日から 1 月 31 日まで募集を行い、応募された方について、2 月 5 日に開催された農地利用最適化推進委員候補者選考委員会において候補者が選考されましたので、本日付けで新たに最適化推進委員に委嘱させていただくための議案です。第 18 区は、川島地区のうち川島町の東部・西部、小生町などです。林さんは現在 65 歳、小生町在住で、川島地区農業推進協議会から推薦がありました。営農年数は約 3 年で、地区農業推進協議会の役員をされています。選考委員会でも出席委員全員が適任であるとの意見でした。この議案を承認いただくことで本日付けで就任されて、任期は令和 8 年 7 月 19 日までとなります。

会長 事務局から説明がありましたが、内容について何かご意見やご質問等ございますか。

特にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

5 会長、議案の終結を宣言

6 11 時 5 分、会長、閉会を宣言

7 散会

以上についてこの議事録が真正であることを確認して、署名する。

令和 年 月 日

委員

委員